

日本人学校における合理的配慮（1）

田中 良広
（帝京平成大学）

KEY WORDS：日本人学校 合理的配慮 基礎的環境整備

I 問題の所在

平成 18 年 12 月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」（以下、「本条約」とする。）が採択され、我が国においても平成 26 年 1 月に批准の運びとなった。本条約では教育に関して、人間の多様性を尊重すること、障害者が可能な限りその能力を最大限に発達させることを求めるとともに、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けている。そして、「合理的配慮」とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

我が国では、平成 24 年 7 月に文部科学省が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を公表したことを一つの契機として、様々な場面で「合理的配慮」という言葉が聞かれるようになり、特に、通常の学級における合理的配慮が適切に提供されることにより、インクルーシブ教育システムの構築が円滑に進むことが期待されている。

II 日本人学校における特別支援教育の状況

一方、平成 29 年度現在、世界各国に設置されている日本人学校は 89 校（91 校舎）を数えるが、これらの学校における障害のある児童生徒への対応状況はどうであろうか。

筆者が勤務していた独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、教育相談活動の一環として日本人学校等で学んでいる障害のある児童生徒の保護者や教育関係者に対してコンサルテーションによる支援を継続して実施している。

これらの活動を通して見えてくるのは、文部科学省から一定数の教員が派遣され日本国内と同様の教育内容・方法が担保されているとは言え、設置状況や地域資源等の状況は大きく異なっているのが現状である。このことから、特別支援教育に関しては管理職を含め教職員の知識や対応は決して十分であるとは言えない状況である。特別な支援の必要な児童生徒の実態把握や校内研修はある程度実施されてはいるものの、個別の指導計画の作成や特別支援教育コーディネーターの指名など、具体的な取り組みになると、十分には実施されていないことが伺える。特に、日本国内の状況と大きく異なる点として注目されるのは、「専門機関との連携」である。これは、日本人学校が設置されている当該国にあっては治外法権的に地域社会とは隔絶された存在になりがちであり、特別支援教育に関しては学校外にある地域機関や地域コミュニティとの関わりや連携が図られていないことを如実に物語っていると考えられる。

また、そもそも日本人学校にあっては派遣されている教員の特別支援教育に対する意識、つまり障害のある児童生徒を受け入れようとする意識が希薄であることにも課題があると考えられる。さらに日本人学校における特別支援教育の推進を妨げる要因として、管理職を含めて赴任期間が 3 年程度と短期間であることが挙げられる。このことから、た

とえ障害のある児童生徒への教育方針や支援体制が整ったとしても、頻繁な人事異動によりそれが定着しづらくなってしまふ。

III 研究内容・方法

これらの状況を踏まえ、本研究では以下の諸点を明らかにする。

1. 質問紙調査及び訪問調査により、各日本人学校における合理的配慮の提供に係る基礎的環境整備の視点の整理と日本人学校において提供可能な合理的配慮の視点を明らかにする。
2. 合理的配慮の提供に必要なと考えられる地域資源の活用に係り、日本人学校を取り巻く地域コミュニティに存在する地域資源の内容を整理する。
3. 日本人学校を取り巻く地域コミュニティの地域資源を有効に活用するために、特別支援教育に係る理解啓発資料を作成して配布し、障害のある児童生徒を支援しようとする素地作りを行う。
4. 上記 1 から 3 の成果に基づき、「日本人学校における合理的配慮作成マニュアル（仮称）」を作成し、各日本人学校における合理的配慮の提供を促進し、ひいては日本人学校における特別支援教育の推進に資する。

IV 初年度の取り組み

上記に係り研究初年度は以下の内容を実施した。

日本人学校における基礎的環境整備及び学校規模別の合理的配慮の視点の整理を行った。これらについては文部科学省が示している 8 つの視点に照らし合わせて、日本人学校が置かれた状況で活用が可能か否かの視点で整理した。また、合理的配慮については、（1）教育内容・方法、（2）支援体制、（3）施設・設備の 3 つの観点について、日本人学校で提供が可能か否かの視点で整理した。特に（2）支援体制については、学校規模によって、その内容や方法が異なっていくことが想定されることから、日本人学校を学校規模別に分類して整理した。日本人学校の約 47%（43 校）は児童生徒数が 50 人以下の小規模校であり、同様に 1000 名以上の超大規模校は僅かに 2 校である。次に、学校規模の分類ごとに、申請者によるコンサルテーションを通して合理的配慮の提供に係る事例研究の実施に協力してもらう学校を選定し、協力を得られた 1 校を訪問して実地調査を実施した。

V 次年度に向けて

研究 2 年目は、初年度とは学校規模が異なる日本人学校における実地調査を行うほか、学校規模や設置の経緯等に係る日本人コミュニティとの連携の在り方について、モデルケースの生理を行うこととする。

さらに、日本人学校における校内支援体制の構築と整備のために必要な要件等を整理する事により、支援を必要とする児童生徒に円滑に適切な合理的配慮が提供される仕組み作りについても検討を行っていききたい。

実地調査に当たっては、聞き取り調査に加えて、保護者や担当教員に対する教育相談を実施することにより、より具体的な課題等を明らかにしたい。

（TANAKA Yoshihiro）